

●河川保全区域の指定
(利根川水系)

河川名	岸	指定箇所
中川 (昭和40年3月19日) (告示第186号) (昭和42年3月10日 改正) (告示第251号) (昭和42年3月10日) (告示第252号)	左岸	北葛飾郡幸手町大字惣新田字砂岳6117番1地先
	右岸	同郡同町大字上宇和田字本田77番1地先から
綾瀬川 (昭和41年8月26日) (告示第797号)	左岸	南埼玉郡八潮町大字古新田西273番地先
	右岸	同郡同町大字塚45番地先までの区間で、河川敷地を除く堤外土地の全部及び堤内堤敷線から20メートルの土地
	左岸	北葛飾郡栗橋町大字高柳字道下2756番地先
	右岸	同郡鷺宮町大字八甫字塚前2783番地先から
伝右川 (昭和41年8月26日) (告示第797号) (平成16年5月18日) (告示第1072号により 変更)	左岸	北葛飾郡幸手町大字惣新田字砂岳6117番の1地先
	右岸	同郡同町大字上宇和田字本田77番1地先までの区間で河川法第6条第1号区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域(茨城県の区域に属する部分を除く。)
	左岸	南埼玉郡蓮田町大字蓮田字綾瀬1962番地先
	右岸	上尾市大字瓦葺字古川155番1地先から
古綾瀬川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸	越谷市大字蒲生字山王3749番地
	右岸	草加市金明町1361番3地先(東武鉄道橋)までの区間で、河川法第6条第2号の河川区域の境界から30メートル以内の私有土地の区域
	左岸	川口市東川口5丁目32番7地先
	右岸	さいたま市緑区東大門3丁目101番地先から
星川 (昭和43年2月23日)	左岸	草加市瀬崎町2073番地先
	右岸	同市同町2061番地先までの区間で、河川法第6条第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
	左岸	越谷市大字麦塚字道沼1626番地先
	右岸	同市大字蒲生字八幡169番地先から
古綾瀬川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸	草加市稲荷町字堤外川下2048番地先
	右岸	同市松江町865番地先(綾瀬川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
星川 (昭和43年2月23日)	左岸	南埼玉郡菖蒲町大字上大崎字上760番地先
	右岸	同郡同町同大字同字759番地先(16間堰上流端)から

(告示第103号)	左岸 右岸	南埼玉郡白岡町大字篠津字下丸部1421番の1地先 同郡蓮田町大字根金字長沼3番地先（元荒川への合流点）までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
元荒川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸 右岸 左岸 右岸	鴻巣市大字三ツ木字愛の町36番1地先 同市同大字同字17番1地先(三ツ木堰上流端)から 越谷市大字中島516番地先 同市大字南百110番1地先(中川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号又は第3号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
忍川 (昭和42年10月6日) (告示第859号)	左岸 右岸	熊谷市大字平戸字八町2325番地先 同市同大字同字2292番2地先から 北足立郡吹上町大字袋地先、元荒川合流点までの区間で、河川法第6条第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
新方川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸 右岸 左岸 右岸	春日部市大字大枝字井堀外214番地先 越谷市大字本間字下新田1034番地先(東武鉄道橋上流端)から 北葛飾郡吉川町大字川野字根郷821番の1地先 越谷市大字中島621番8地先(中川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号又は第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
会之堀川 (昭和43年2月23日) (告示第103号) (昭和45年7月3日改正) (告示第788号)	左岸 右岸	春日部市大字粕壁字内谷3765番地先 同市同大字字立沼4575番1地先から 越谷市大字大泊字雉田885番地先(新方川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
大落古利根川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸 右岸 左岸 右岸	北葛飾郡杉戸町大字下高野字江下野230番2地先 南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷755番1地先(和橋上流端)から 北葛飾郡松伏村大字下赤岩字岩平201番地先 越谷市大字増森字本田1377番地先(中川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号又は第3号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域

<p>福川 (昭和42年10月6日) (告示第859号)</p>	<p>左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>大里郡妻沼町大字市ノ坪字窪277番地先 熊谷市大字下増田字北1049番地先(境橋)から 大里郡妻沼町大字俵瀬字き通804番の1地先 行田市大字北河原字下野1687番1地先(福川樋門上流端)までの区間で、河川法第6条第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域</p>
<p>小山川 (昭和42年10月6日) (告示第859号)</p> <p>↓ 変更 (平成7年1月24日) (告示第82号)</p>	<p>1 左岸 右岸 左岸 右岸 2 左岸 右岸 左岸 右岸 3 左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>1 児玉郡児玉町大字高柳字江の浜810番1地先 同郡同町大字小平字町谷1389番地先から 児玉郡児玉町大字八幡山字大道北1917番地先 同郡美里村大字沼上字上宿222番1地先(上宿橋)までの区間で、河川法第6条第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域 2 児玉郡児玉町大字八幡山字大道北1917番地先同郡美里村大字沼上字上宿222番1地先(上宿橋)から 児玉郡美里村大字下児玉字台1255番1地先 同郡同村同大字字村西1095番2地先(東橋)までの区間で、別添図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号区域以外の区域 3 児玉郡美里村大字下児玉字台1255番1地先 同郡同村同大字字村西1095番2地先(東橋)から 大里郡豊里村大字高島字前久保50番1地先神明橋下流端までの区間で、河川法第6条第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域 左岸 児玉郡児玉町大字高柳字江の浜810番1地先 右岸 同郡同町大字小平字町谷1389番1地先から 深谷市大字高島字前久保50番1地先神明橋下流端までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域</p>
<p>隼人堀川 (昭和59年10月9日) (告示第1425号)</p>	<p>1 左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>1 南埼玉郡白岡町大字篠津字志部704番2地先 同郡同町西9丁目21番1地先(星川伏越下流端)から 南埼玉郡白岡町大字太田新井字北1538番1地先 同郡同町同大字字中1183番2地先(県道岩槻幸手線往還橋)</p>

↓ 変更 (平成9年10月3日) (告示第1373号)		下流端)までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から10メートル以内の区域
		2
	左岸	南埼玉郡白岡町大字太田新井字北1538番1地先
	右岸	同郡同町同大字字中1183番2地先(県道岩槻幸手線往還橋下流端)から
	左岸	春日部市大字梅田字旧辰高入新田261番2地先
	右岸	同市同大字同字261番1地先(大落古利根川合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から15メートル以内の区域
		2
	左岸	南埼玉郡白岡町大字太田新井字北1538番1地先
	右岸	同郡同町同大字字中1183番2地先(県道岩槻幸手線往還橋下流端)から
	左岸	南埼玉郡白岡町大字太田新井字海老島1344番1地先
	右岸	同郡同町同大字字前田1327番1地先までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から15メートル以内の区域
		3
	左岸	南埼玉郡白岡町大字太田新井字海老島1344番1地先
	右岸	同郡同町同大字字前田1327番1地先から
	左岸	春日部市梅田本町一丁目261番2地先
	右岸	同市同町一丁目255番1地先(大落古利根川合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から30メートル以内の区域
深作川 (平成15年4月4日) (告示第870号)	右岸	さいたま市見沼区深作4丁目63番地地先から さいたま市見沼区4丁目9番地先までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から10メートル以内の区域

(荒川水系)

河川名	岸	指定箇所
荒川		1

(昭和40年3月19日) (告示第186号)	左岸	大里郡川本村大字菅沼字下菅沼648番地2地先から北立郡吹上町大字大芦地内県道行田東松山線までの区間で、河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地
	右岸	大里郡江南村大字押切字道場588番地1地先から大里郡大里村大字小八林地内県道行田東松山線までの区間で河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地
(昭和40年3月31日) (告示第225号)		2 秩父市大字久那字越処、同市大字別所字花の木、同字田中、同字原田、同字中河原、同字中鈴間、同字植田、同市大字寺尾字舞台、同字乙塩谷、同字武の鼻、同字川端、同字舞台ケ谷戸、同字薬師堂、同字東袋、同字木札、同字岩の上、同字左淵、同市大字大宮字阿保、同字下金室、同字籠田、同字武の鼻、同字近戸並びに大字下影森字丙下原及び同字大沼のうち同地内に設置した緑色杭の1号から順次39号に至り、39号から1号に至る線で囲まれた区域内の私有土地
	左岸	○有堤部 大宮市大字西遊馬字高木2858番1地先、国鉄大飯線鉄道橋から上尾市大字西貝塚字天沼241番1地先までの区間で、河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地 ○無堤部 上尾市大字西貝塚字天沼241番1地先堤端の堤内堤敷線と上尾市大字平方字箕輪2678番地先、県道川越上尾線(赤色杭地点)とを連結した線から荒川に面した土地の全部
	右岸	○有堤部川越市大字古谷本郷下組字八幡脇1481番5地先、国鉄大飯線鉄道橋から川越市大字古谷本郷上組字江遠島1497番地先までの区間及び川越市大字古谷上字芝地上江橋から川越市大字中老袋字笹井18番1地先、県道川越上尾線までの区間で、河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地
芝川 (昭和42年3月10日)	左岸	1 大宮市砂町2丁目118番地先

(告示第253号)	右岸 左岸 右岸 2 左岸 右岸 左岸 右岸 3 左岸 右岸 左岸 右岸	同市本郷町1908番地先から 鳩ヶ谷市大字辻字堤外424番地先 川口市上青木町1丁目3725番地先(青木水門)までの区間で、河川法第6条第1号区域の境界から30メートル以内の私有土地の区域 鳩ヶ谷市大字辻字堤外424番地先 川口市上青木町1丁目3725番地先(青木水門)から 川口市領家町地先 同市同町地先(領家水門)までの区間で、河川法第6条第1号区域の境界から10メートル以内の私有土地の区域 川口市領家町地先 同市同町地先(領家水門)から 川口市領家町地先 同市同町地先(荒川への合流点)までの区間で、河川法第6条第2号区域の境界から30メートル以内の私有土地の区域
新芝川 (昭和42年3月10日) (告示第254号)	左岸 右岸 左岸 右岸	鳩ヶ谷市大字辻字堤外486番1地先 同市同大字同字478番1地先(芝川分派点)から 川口市領家町地先 同市同町地先(領家水門)までの区間で、河川法第6条第2号区域の境界から30メートル以内の私有土地の区域(東京都の区域に属する部分を除く。)
竪川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸 右岸 左岸 右岸	川口市大字芝字丸池822番地先 同市同大字字躰田769番地先から 川口市上青木町1丁目3703番1地先 同市同町同丁目3730番地先(芝川への合流点までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域
藤右衛門川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)	左岸 右岸 左岸 右岸	浦和市大字太田窪字大在家348番地先 同市本太5丁目10番地先から 川口市大字根岸字小谷島626番4地先 同市同大字同字607番9地先(芝川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メー

		トル以内の私有土地の区域
新河岸川 (昭和42年3月10日) (告示第254号)	左岸 右岸 左岸 右岸	1 川越市宮元町25番3地先 同市志多町8番の6地先から 川越市大字古市場字南久我原342番1地先 入間郡福岡町大字川崎字台236番1地先(養老橋)までの区 間で、河川法第6条第2号区域の境界から20メートル以内 の私有土地の区域 2 左岸 川越市大字古市場字南久我原342番1地先 右岸 入間郡福岡町大字川崎字台236番1地先(養老橋)から 北足立郡大和町大字下新倉字久寿川4193番1地先(東京都 界)までの区間で、河川法第6条第2号区域の境界から30メ ートル以内の私有土地の区域
(平成17年7月8日) (告示第1423号)		荒川水系新河岸川の項第2号中「の区域」の下に「荒川 の河川区域に属する部分を除く。」を加える。
白子川 (昭和41年8月26日) (告示第797号)	左岸 右岸 左岸 右岸	北足立郡大和町大字白子字越後山西峡2494番地先 同郡同町同大字字向山西峡2147番地先から 北足立郡大和町大字下新倉字久寿川4201番地先 同郡同町同大字同字4204番地先までの区間で、河川法第6 条第1号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地 の区域(東京都の区域に属する部分を除く。)
越戸川 (昭和41年8月26日) (告示第797号)	左岸 右岸 左岸 右岸	北足立郡大和町大字新倉4722番地先 同郡同町同大字4740番地先から 北足立郡朝霞町大字下内間木字井口袋121番7地先 同郡大和町大字新倉字三畝割976番地先までの区間で、河 川法第6条第1号の河川区域の境界から20メートル以内の 私有土地の区域
黒目川 (昭和41年8月26日) (告示第797号)	左岸 右岸 左岸 右岸	北足立郡新座町大字片山字丸山1231番地先 同郡同町同大字字栗原1226番1地先から 北足立郡朝霞町大字台字下牛野208番地先 同郡同町同大字同字539番地先までの区間で、河川法第6 条第1号の河川区域の境界から30メートル以内の私有土地 の区域

<p>柳瀬川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)</p>	<p>1 左岸 右岸 左岸 右岸 2 左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>所沢市大字山口字桜淵1460番地先 同市同大字字川島2728番2地先から 所沢市大字本郷字西前946番地先 同市大字下安松字下川原甲之一98番25地先までの区間で、別添図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号の河川区域以外の民有土地の区域(東京都の区域に属する部分を除く。)</p> <p>所沢市大字本郷字西前946番地先 同市大字下安松字下川原甲之一98番25地先から 北足立郡足立町大字宗岡字下谷7038番地先 北足立郡足立町大字志木字田子山1660番4地先(新河岸川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号又は第3号の河川区域の境界から20メートル以内の民有土地の区域(東京都の区域に属する部分を除く。)</p>
<p>不老川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)</p>	<p>左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>入間市大字下藤沢字谷ツ1136番10地先 同市同大字字味方原631番4地先から 川越市大字大仙波字豊橋地先 同市大字砂字早稲瓜地先(新河岸川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号の河川区域の境界から20メートル以内の民有土地の区域</p>
<p>菖蒲川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)</p>	<p>左岸 右岸</p>	<p>戸田市大字上戸田字曲沢手1852番地先 同市同大字字南原2301番地先から川口市緑町地先(荒川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号又は第2号の河川区域の境界から20メートル以内の民有土地の区域</p>
<p>緑川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)</p>	<p>左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>川口市前川町4丁目1番5地先 同市同町同丁目514番4地先から 川口市緑町4831番地先 同市同町4829番地先(菖蒲川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メートル以内の民有土地の区域</p>
<p>笹目川 (昭和43年2月23日)</p>	<p>左岸 右岸</p>	<p>浦和市大字白幡字合ノ谷693番2地先 同市同大字同字688番1地先(17号国道橋下流端から</p>

(告示第103号)	左岸	戸田市大字新曾字南辺島4494番地先
	右岸	同市大字下笹目字早瀬4068番地先(荒川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第1号の河川区域の境界から20メートル以内の民有土地の区域
鴨川 (昭和40年8月31日) (告示第598号)	左岸	大宮市別所町878番地先
	右岸	上尾市大字向山字本山262番2地先から
	左岸	浦和市大字田島字平野原3537番地先
	右岸	同市同大字同字3566番地先までの区間で、河川区域から20メートルの民有地の区域
入間川 (昭和40年3月31日) (告示第225号)	左岸	○有堤部 比企郡川島村大字出丸中郷字横塚361番2地先から川越市大字上戸字地藏堂67番地先までの区間及び川越市大字的場字亀ヶ淵1604番1地先から川越市大字安比奈字寿老沢3517番地先までの区間で、河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地 ○無堤部 川越市大字上戸字地藏堂67番地先堤端の堤内堤敷線と川越市大字的場字新堀2631番1地先堤端の堤内堤敷線と川越市大字的場字亀ヶ淵1604番1地先堤端の堤内堤敷線とを連結した線から入間川に面した土地の全部
	右岸	○有堤部 川越市大字古谷本郷上組字江遠島1497番地先から川越市大字池辺字山王1326番地先までの区間で河川敷地を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地 ○無堤部 川越市大字池辺字山王1326番地先堤端の堤内堤敷線と川越市大字増形字中島964番1地先堤端の堤内堤敷線とを連結した線から入間川に面した土地の全部
(昭和40年8月31日) (告示第598号)	左岸	飯能市大字飯能字大六天309番2地先
	右岸	同市大字大河原字森下122番地先(岩根橋)から
	左岸	川越市大字安比奈字寿老沢3517番地先
	右岸	同市大字増形字中島964番1地先までの区間で、現地に設置した青色杭を結んだ線で囲まれた区域のうち民有地の

		区域
越辺川 (昭和40年3月31日) (告示第220号)	左岸	○有堤部 東松山市大字田木字中島418番地1地先から比企郡川島村大字釘無字下町112番地2地先までの区間で、河川敷を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から堤内へ20メートルの土地
	右岸	入間郡坂戸町大字上吉田字六反670番地1地先から川越市大字福田字見入地先までの区間で、河川敷を除く堤外の土地の全部及び堤内堤敷線から20メートルの土地
(昭和40年8月31日) (告示第598号)		○無堤部
		1
	左岸	入間郡坂戸町大字赤尾字田成2265番地内に設置した緑色杭と同郡同町大字小沼字西谷93番地内に設置した緑色杭とを連結した線から越辺川に面した土地の全部
	右岸	東松山市大字宮鼻字蟹町567番地内に設置した緑色杭と同市同大字同字八幡脇218番地地内に設置した緑色杭とを連結した線から越辺川に面した土地の全部ならびに、東松山市大字正代字小劔480番地地内に設置した緑色杭と比企郡川島村大字長楽字蔵殿756番地1地内に設置した緑色杭とを連結した線から越辺川に面した土地の全部
		2
	左岸	入間郡毛呂山町大字西戸字西堀向941番1地先
	右岸	同郡同町大字川角字西田1740番1地先から
	左岸	東松山市大字田木字中島418番1地先
	右岸	入間郡坂戸町大字上吉田字六反670番1地先までの区間で、別添図面に示した区域内の民有の土地
	左岸	入間郡越生町大字如意字日坂577番地先
	右岸	同郡同町大字越生字渡戸287番地先(山吹橋)から
	左岸	入間郡毛呂山町大字西戸字西堀向941番1地先
	右岸	同郡同町大字川角字西田1740番1地先までの区間で、現地に設置した青色杭を結んだ線で囲まれた区域のうち民有地の区域

<p>都幾川 (昭和40年9月24日) (告示第669号)</p>	<p>左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>比企郡菅谷村大字菅谷字下石堂873番地 同郡同村大字鎌形字木の宮288番地から 東松山市大字石塚字川原ケ山5番地 同市大字下唐子字榎町188番地までの区間で、現地に設置した青色杭を結んだ線で囲まれた区域のうち民有地の区域</p>
<p>高麗川 (昭和39年12月25日) (告示第867号)</p> <p>(昭和40年3月31日) (告示第220号)</p> <p>(昭和40年8月31日) (告示第598号)</p>	<p>1 左岸 右岸 左岸 右岸</p> <p>2 左岸 右岸 左岸 右岸</p> <p>左岸 右岸 左岸 右岸</p>	<p>入間郡坂戸町大字森戸字赤城、同大字字赤城下、同大字字新地、同大字字神殿、同大字字上川原、同大字字中川原、同大字字市前、同大字字柳原及び同大字字尾原並びに同町大字萱方字上殿、同大字字西裏、同大字字吉根、同大字字七反歩及び同大字字上萱のうち、同地内に設置した緑色杭の1号から順次11号に至り、11号から1号に至る線で囲まれた区域内の民有土地</p> <p>1 入間郡毛呂山町大字下川原字川原1168番地先 同郡坂戸町大字四日市場字月芳401番8地先から 入間郡坂戸町大字森戸字市前1212番地1地先 同郡同町大字同字赤城下945番地先までの区間で、別添図面に示した区域内の民有の土地</p> <p>2 入間郡坂戸町大字萱方字七反歩307番地先 同郡同町大字同字上萱182番3地先から 入間郡坂戸町大字新ケ谷字久保173番地先 同郡同町大字上吉田字北ノ脇387番1地先までの区間で、別添図面に示した区域内の民有の土地</p> <p>左岸 入間郡日高町大字高麗本郷字鹿台184番4地先 右岸 同郡同町大字台字日向川5番1地先(鹿台橋)から 左岸 入間郡毛呂山町大字下川原字川原1168番地先 右岸 同郡坂戸町大字四日市場字月芳401番8地先までの区間で、現地に設置した青色杭を結んだ線で囲まれた区域のうち民有地の区域</p>
<p>和田吉野川 (昭和43年2月23日) (告示第103号)</p>	<p>左岸 右岸</p>	<p>熊谷市大字平塚新田字下耕地39番3地先 大里郡大里村大字下恩田字市場784番1地先(吉野橋上流端)から</p>

左岸	大里郡大里村大字津田字樋口町1868番地先
右岸	同郡同村大字玉作字吉野1085番5地先(荒川への合流点)までの区間で、河川法第6条第1項第2号又は第3号の河川区域の境界から20メートル以内の私有土地の区域